



令和6年7月24日
午前9時30分

低所得世帯に給付金を支給します

市は、物価高騰による負担感が大きい低所得世帯の負担軽減を図るため、令和6年度に新たに住民税均等割のみ課税または住民税非課税となった世帯に対し、下記のとおり給付金を支給します。

記

1 対象世帯

(1) 10万円の支給対象となる世帯

6月3日（月）現在、本市に住所があり、令和6年度の住民税が均等割のみ課税されている人または非課税の人のみで構成された世帯

ただし、以下の世帯は対象外となります。

ア 令和5年度に住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯として本市が実施した7万7千円または10万円の支給の対象となった世帯

イ アの支給対象世帯の世帯主だった人がいる世帯

ウ 世帯員全員が、住民税均等割が課税されている人の扶養となっている世帯

(2) こども1人当たり5万円の加算支給の対象となる世帯

(1)の10万円の給付対象となる世帯で、平成18年4月2日以降に生まれたこどもと生計を同じくする世帯

2 支給額

- ・ 令和6年度の新たな低所得世帯 10万円
- ・ こども加算支給 こども1人当たり5万円

※ 支給は一度限りです

3 手続きの方法

該当する可能性のある世帯に対して、7月下旬にお知らせを送付します。給付金を受け取るために返信が必要な人と不要な人がいるので、お知らせの記載内容を確認してください。

4 申請期限

10月31日(木) (必着)

※ 詳しくはホームページを確認してください



問い合わせ先 一関市役所
〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号
物価高騰対策本部 生活支援班
長寿社会課 福祉企画係長 菅原 早苗
主任主事 阿部 仁史
電話:(0191)21-8730 (ダイヤル)
FAX:(0191)21-4150